

## 謝金規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人ヘルスデータサイエンス学会の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲等)

第 2 条 本規程は、当法人が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当法人が依頼する講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用する。

### (謝金等の支払基準)

第 3 条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。

- 2 講師謝金等及び助言謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。
- 3 講師謝金等及び助言謝金等の支払単位は 1 回あたりとする。
- 4 執筆謝金等について、400 字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語 400 字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
- 5 執筆謝金等の支払単位は 0.5 枚とし、端数については、100 字未満は切り捨て、100 字以上は切り上げとする。ただし、全体で 100 字未満の場合は 0.5 枚とみなす。

### (謝金の支払方法)

第 4 条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収は行わない。

### (費用)

第 5 条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当法人旅費規程を準用して支払う。

- 2 本規程の対象となる支払対象者が当法人が依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については第5条の定めるところに従い請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

### (改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

この規程は、2022年6月20日から施行する。(2022年6月20日理事会決議)

<別表>

講師謝金等(非会員)	1回あたり	*30,000円(一般講演) *50,000円(特別講演)
助言謝金等	1回あたり	*15,000円
執筆謝金等	400字あたり	*2,000円

\*源泉所得税控除、消費税抜き表示